

自動販売機設置管理契約書（案）

千葉県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、乙が行政資産使用許可を受けて設置する自動販売機の設置管理に関し、次のとおり契約を締結する。

（設置場所及び台数）

第 1 条 乙は、甲が指定する下記の場所に自販機を設置し、管理するものとする。設置する自販機は、千葉県子ども病院自動販売機設置事業者募集要項（以下「要項」という。）6 設置条件（1）に規定するものとする。

所在地	施設名称	設置場所	設置台数	備考
千葉市緑区辺田町 579 番地の 1	千葉県子ども病院	階	台	

（契約期間）

第 2 条 本契約の期間は、令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

（納付金）

第 3 条 納付金の額は、_____円（うち消費税及び地方消費税額 _____円）とする。

（納付金の納入方法等）

第 4 条 乙は、甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに一括して前条に規定する納付金を納入するものとする。

2 甲は、第 1 5 条第 1 項の規定により、又は乙からの申し出により本契約を解除した場合は、既納の納付金を乙に返還しないものとする。ただし、同項第 1 号に該当する場合であって、甲が、公用又は公共用に供するため、行政資産使用許可を取り消した場合は、この限りでない。

（契約保証金）

第 5 条 乙は、契約保証金として_____円をこの契約締結と同時に納入するものとする。ただし、本契約が前年度からの更新契約に該当する場合であって、甲が更新前の契約に基づく契約保証金を本契約の契約保証金として充当するときは、この限りではない。

2 甲は、本契約期間満了後、前項の契約保証金を、乙に返還する。ただし、返還する契約保証金には利子を付さないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本契約を次年度においても更新する場合、甲は、第 1 項の契約保証金を次年度の更新契約における契約保証金として充当するため、乙に返還しないことができる。

4 第 1 項の契約保証金は、第 1 6 条に定める違約金の予定又は一部と解釈しないものとする。

別記様式 6 号

(契約保証金の処分)

第 6 条 第 1 5 条第 1 項の規定により本契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。ただし、同項第 1 号に該当する場合であって、甲が、公用又は公共用に供するため、行政資産使用許可を取り消した場合は、この限りでない。

(設置費用等)

第 7 条 自販機の設置、交換、移動、撤去、安全対策及び保健所等への届出等の費用は、全て乙の負担とする。

2 自販機設置に係る電気料金は乙の負担とする。

(設置費用等の納入方法)

第 8 条 乙は、甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに自販機設置に係る電気料金を納入するものとする。

(遅延利息)

第 9 条 乙は、第 3 条及び第 7 条の規定による納付金等を納期限までに納入しないときは、納期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、当該金額に、この契約の締結日における千葉県病院局財務規程（平成十六年四月一日病院局管理規程第二十二号）第 152 条第 1 項に規定する違約金の率（年当たりの率は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日当たりの率とする。）を乗じて計算した額を遅延利息（当該金額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）として、甲が発行する納入通知書により一括して納入しなければならない。ただし、遅延利息の金額が 100 円未満であるときは、これを切り捨てるものとする。

(維持管理)

第 10 条 販売品の補充、賞味期限、金銭管理など自販機の維持管理は、乙の責任において適切に行うものとする。

2 乙は、衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行うものとする。

3 自販機の故障、苦情等については、乙の責任において対応するものとし、自販機に連絡先を明記するものとする。

(協力関係)

第 11 条 甲は、自販機の保守管理に協力するとともに、正常に稼働しない場合は直ちに乙に連絡する。乙は、甲より連絡を受けた場合、速やかに対処するものとする。

(販売価格)

第 12 条 販売品は、要項 19 販売品の条件（1）の種類とし缶、ビン、ペットボトル、紙パックなどの密閉式の容器に入った清涼飲料水や牛乳など多品種、多品目に

別記様式 6 号

より構成するよう努めるものとする。

2 販売品構成について、乙は甲の承認を受けなければならない。

(販売価格)

第 13 条 販売価格について、乙は応募申込書に添付した販売品目一覧表記載の額とすることとし、変更する場合は、乙は甲の承認を得なければならない。

(賠償責任)

第 14 条 乙は、自販機の倒壊、盗難事故、販売した飲料による食中毒及びその構造上の欠陥等により、甲及び第三者に損害を与えた場合は乙の責任において一切解決するものとする。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部若しくは一部を解除することができる。

(1) 行政資産使用許可を取り消したとき。

(2) 本契約の条項に違反したとき。

(3) 事業の存続が困難であると認められたとき。

(4) 社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められたとき。

(5) 第 3 条及び第 7 条の規定による納付金等の支払い義務を履行せず、甲の催告にもかかわらず納入期限を 3 ヶ月以上経過してしてもなお履行しないとき。

2 前項により契約が解除された場合、乙はこれによって生じる損失の補償を甲に請求することはできないものとする。

(契約解除による違約金)

第 16 条 乙は、前条第 1 項の規定により本契約を解除されたときは、第 3 条の規定による納付金の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。ただし、同項第 1 号に該当する場合であって、甲が、公用又は公共用に供するため、行政資産使用許可を取り消した場合は、この限りでない。

(違約金の納入方法)

第 17 条 乙は、甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに前条に規定する違約金を納入するものとする。

(必要な報告)

第 18 条 乙は、各自販機に関し、販売品目ごとに毎月の売上本数、売上金額を翌月の 20 日までに甲に対し、書面で報告するものとする。

(原状回復)

第 19 条 乙は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに自己の責任において自販機の設置場所を原状に回復して、甲に返還するものとする。ただし、甲が、必要がないと認めた場合は、この限りでない。

別記様式 6 号

(協議事項)

第 2 0 条 本契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲・乙が協議して、これを決定するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 千葉県千葉市緑区辺田町579番地の1
千葉県
千葉県こども病院長

乙

談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(談合その他の不正行為に係る解除)

第2条 千葉県（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合、その他甲が認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲の生じた事実の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙がすでに協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(2) 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、暴力団、暴力団員又は(1)から(4)に該当する法人等（有資格業者でないものを含む。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(6) 乙が、契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせたと認められるとき。

2 乙が協同組合等である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。
(暴力団等からの不当介入の排除)

第5条 乙は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

個人情報等取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報等の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行う。

第2 事務従事者への周知及び監督

(事務従事者への監督)

- 1 乙は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(事務従事者への周知)

- 2 乙は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報等の保護に必要な事項を周知させるものとする。
 - (1) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせてはならないこと
 - (2) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報等を不当な目的に使用してはならないこと

第3 個人情報等の取扱い

(収集の制限)

- 1 乙は、この契約による事務を行うために個人情報等を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

(秘密の保持)

- 2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止等)

- 3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報等について、個人情報等の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じる。

(持ち出しの制限)

- 4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を甲が指定した場所で行い、個人情報等が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の制限)

5 乙は、甲の指示がある場合を除き、個人情報等をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

(複写又は複製の制限)

6 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された機器等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

第4 再委託の制限

乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

第5 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第6 情報システムを使用した処理

乙は、情報システムを使用してこの契約による事務を行う場合には、この特記事項のほか、最高情報セキュリティ責任者（総務部デジタル改革推進局デジタル推進課が所管する千葉県情報セキュリティ対策基準（平成14年3月15日制定）5（1）アに規定する職にある者をいう。）の定める「データ保護及び管理に関する特記仕様書」等を遵守する。

第7 機器等の返還等

乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された機器等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

第8 甲の調査、指示等

(調査、指示等)

1 甲は、乙がこの契約により行う個人情報等の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、甲は、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

(公表)

2 甲は、乙がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報等を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報等の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等の必要な事項を公表すること

ができる。

第9 契約の解除及び損害の賠償

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び乙に対して損害の賠償を請求することができる。

- (1) 乙又は乙の委託先(順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。)の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき
- (2) 乙がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき

注

- 1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。
- 2 委託に係る事務の実態に則して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略することとする(例：仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等及び匿名加工情報を取り扱う事務を委託しない場合には、「個人情報等」の「等」の記述を削除する)。